

明治公園マネジメントプラン

明治公園の管理運営、整備等の取組方針

令和4年9月

東京都建設局

目次

はじめに	8-3
I 明治公園の基本的事項	8-4
1 都市計画等	
2 過去の取組の成果等	
3 社会状況等の変化	
II 明治公園の開園概要	8-6
1 開園区域の概要	
2 利用状況等	
III 明治公園の目標と取組方針	
1 むこう10年間を見据えた主な目標	8-7
2 取組方針	8-9
(1) ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共）	
(2) 維持管理の取組方針	
(3) 運営管理の取組方針	
(4) 安全・安心な公園への取組について	
(5) 改修・再整備の取組について	
(6) 新規整備の取組方針	
IV 図面・写真	8-16
現況平面図	
周辺土地利用図（空中写真）	
周辺土地利用図（地図）	
明治公園の現況写真	
<資料編>	8-20
資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて	
資料2 明治公園に関する資料	



はじめに

「明治公園マネジメントプラン」は、平成 27 年 3 月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびにこれまでの本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

今回の改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大や東京 2020 大会の開催など、これまでにない公園を取り巻く大きな社会状況の変化があったことから、これらを踏まえ「改定の視点」を新たに定め、本マネジメントプランの内容の追加充実を図りました。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要な事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

I 明治公園の基本的事項

1 都市計画等

(1) 都市計画の概要

- ・名称 東京都市計画公園第5・6・18号明治公園
- ・位置 港区元赤坂二丁目、北青山一丁目、北青山二丁目、
新宿区霞ヶ丘町、大京町、南元町、
渋谷区千駄ヶ谷一丁目及び千駄ヶ谷二丁目各地内
(新宿区霞ヶ丘町及び渋谷区千駄ヶ谷一丁目、千駄ヶ谷二丁目各地内において、立体的な範囲を定める)
- ・面積 55.1ha (立体的な範囲約1.5haを対象)
- ・種別 総合公園
- ・決定告示 (当初) 昭和32年12月21日 建設省告示第1689号
(最終) 令和4年3月10日 東京都告示第284号

(2) 明治公園の基本的な性格・役割

本公園は、東京区部西側に位置する都市計画公園である。都市計画公園区域内には、国立競技場、神宮球場、東京体育館や文化施設等も設置され、また、西側には明治神宮や代々木公園など、北側には新宿御苑、東側には赤坂御所、南側には青山霊園などが連なり、区部西側地域における緑の拠点をなしており、都心部におけるレクリエーションなどの拠点のひとつとしても大きな役割を担っている。

本園は、上記の運動施設や文化施設を除く区域について都立公園として開園している。

なお、東京都地域防災計画、及び港区、新宿区、渋谷区の地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

(3) 整備計画

都立明治公園の整備計画（令和元年）

計画テーマは、人々と深いかかわりを持ち、明媚な自然を呈する渋谷川が流れていた土地の歴史をふまえつつ、皇居から神宮内苑、代々木公園に至る緑地帯を形成し、時代を超えて継承される杜の中で、まちに暮らす人や働く人、訪れる人等の交流を促進し、新たな価値を生み出す場を目指し、計画テーマを「100年後も続く未来を創造する緑にふれあえる公園」とする。

計画テーマを具現化するための計画コンセプトを以下の2つとする。

- ①みどりと水景観の創出：新国立競技場、周辺緑地と繋がる多様性に富んだ緑の拠点として持続的成長が可能な100年の杜と、かつての渋谷川の流れを意識した水景観を形成する。
- ②地域のにぎわい創出：交通利便性や周辺の多様な施設を活かした都市の中の魅力的な公園を形成し、多世代交流の場やコミュニティ活動の中心となるような広場空間を創出する。

2 過去の取組の成果等

国立競技場改築及び霞ヶ丘町付近土地区画整理事業による公園の再編を進めた。

3 社会状況等の変化

(1) 社会経済情勢

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- ・ 激甚化する気象災害
- ・ 東京 2020 大会の開催
- ・ 価値観の多様化、少子高齢化、グローバル化の進行等に伴う公園利用ニーズの変化
- ・ デジタル技術・データの活用加速
- ・ SDGs（持続可能な開発目標）の国際的な取組

(2) 関連する行政計画等

- ・ 「未来の東京」戦略（令和 3 年 3 月）
- ・ 都市づくりのグランドデザイン（平成 29 年 9 月）
- ・ 東京都福祉のまちづくり推進計画（平成 31 年 3 月）
- ・ 緑確保の総合的な方針（改定）（令和 2 年 7 月）
- ・ 都市計画公園・緑地の整備方針（令和 2 年 7 月）
- ・ 東京都地域防災計画 震災編（令和元年 7 月）
- ・ 新宿区地域防災計画（平成 29 年度修正）
- ・ 渋谷区地域防災計画（平成 30 年 12 月）
- ・ 港区地域防災計画（令和 3 年修正）

Ⅱ 明治公園の開園概要

1 開園区域の概要

(1) 開園の概要

名称 都立明治公園（めいじこうえん）
開園日 昭和39年10月1日
開園面積 61,342.46㎡（令和4年9月1日現在）
公園種別 総合公園
所在地 新宿区霞ヶ丘町、渋谷区千駄ヶ谷一丁目、神宮前二丁目
アクセス JR「千駄ヶ谷」「信濃町」、都営地下鉄大江戸線「国立競技場前」、
都営地下鉄銀座線「外苑前」、東京地下鉄副都心線「北参道」

(2) 主な公園施設

陸上競技場（生活文化スポーツ局所管）、歩行者デッキ、せせらぎ
※園内に管理事務所はない

2 利用状況等

(1) 利用概況

国立競技場改築等による公園の再編を進めていた。

(2) 利用者動向（推計値）

・年間利用者数の推移

	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
年間総計（人）	—	—	—	—	—

・月別利用者数の推移

3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間総数 （人）	—	—	—	—	—	—
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
—	—	—	—	—	—	—

(3) 主な活動団体

該当なし。

(4) 主な催し物開催状況

該当なし。

Ⅲ 明治公園の目標と取組方針

1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう10年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【 】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

■目標1：東京2020大会をレガシーとして継承する都立公園

【プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト】

東京2020大会の主会場である国立競技場に隣接した公園として、また、障がい者や高齢者等の社会的障壁の除去を推進するために東京2020大会に向けてユニバーサルデザイン化した施設について、適切な維持管理を行っていく。

◎主な取組確認項目：施設管理の取組、大会レガシーとしての取組

■目標2：民間活力の導入による新たな魅力を持った都立公園

【プロジェクト3 公園の多機能利用と民間の活力導入促進プロジェクト】

本公園においては、新たなにぎわいを創出するため、民間活力を導入した施設を設置予定である。本公園の魅力をさらに高め、東京の活性化に寄与するため、民間事業者等と連携し、民間ノウハウを生かした施設だけでなく、公園全体の利用を促進していく。

◎主な取組確認項目：利用促進の取組、民間連携の取組

■目標3：地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

【プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト】

地震発生時の防災機能を発揮するため、下記の防災上の位置づけをふまえ、区の防災所管部署や地域住民等と連携し、防災訓練などの実施などによる防災意識の向上や防災対策を強化する。また、非常用発電設備等の導入による防災機能の強化・充実を図る。

- ・東京都震災対策条例に基づく指定
避難場所（全域）
- ・港区、新宿区及び渋谷区地域防災計画による指定
避難場所（全域）

◎主な取組確認項目：防災施設整備の実績、防災訓練等の実績

■目標4：スポーツによる健康づくりの場となる都立公園

【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】

都民の健康づくりを進めるため、公園区域内外の運動施設と連携し、東京2020大会の開催を契機として高まったスポーツ活動の機運を継続させる取組を検討・開催していく。

◎主な取組確認項目：スポーツによる健康づくりの取組

2 取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかわる取組方針について、各項目の主旨はもとより安全・安心や環境への取組み等にも考慮したうえで次のとおり定める。

(1) ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定め、各ゾーンの特徴を際立たせて効果的な予算の執行等を図る上での基本的な方針とする。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

D：入口広場ゾーン

- ・東京体育館のエントランスのあるゾーン
待ち合わせや休憩などの利用に対応していく。

E：休息・散策ゾーン

- ・国立競技場の西側、人工地盤上のゾーン
国立競技場に沿って散策や休憩など、安全で快適な利用に対応していく。

G：スポーツゾーン

- ・東京体育館のあるゾーン
運営主体が異なることから、双方が連携を図りながら、連結部など施設利用と調和した空間とする。

Q：外縁部ゾーン

- ・民有地等や公道に接する公園外縁部
本公園の外縁部で、幹線道路に面する箇所では道路植栽等と一体的に良好な沿道景観の形成を図り、区画道路を介して住宅地等に面する所では見通しを確保し、住宅地等に対する良好な景観の提供を図っていく。住宅地等と接する箇所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などの直接的な悪影響等を及ぼさないよう対応していく。

A：多目的広場ゾーン

- ・にぎわいと交流のゾーン
交流施設やイベント等を通じて人々が交流することで利用の回遊性を高め、賑わいを創出するとともに、渋谷川が流れていた歴史を感じることができる広場空間とする。

J：樹林ゾーン

- ・豊かなみどりのゾーン
国立競技場等のみどりと一体となった空間とするとともに、神宮外苑から新宿御

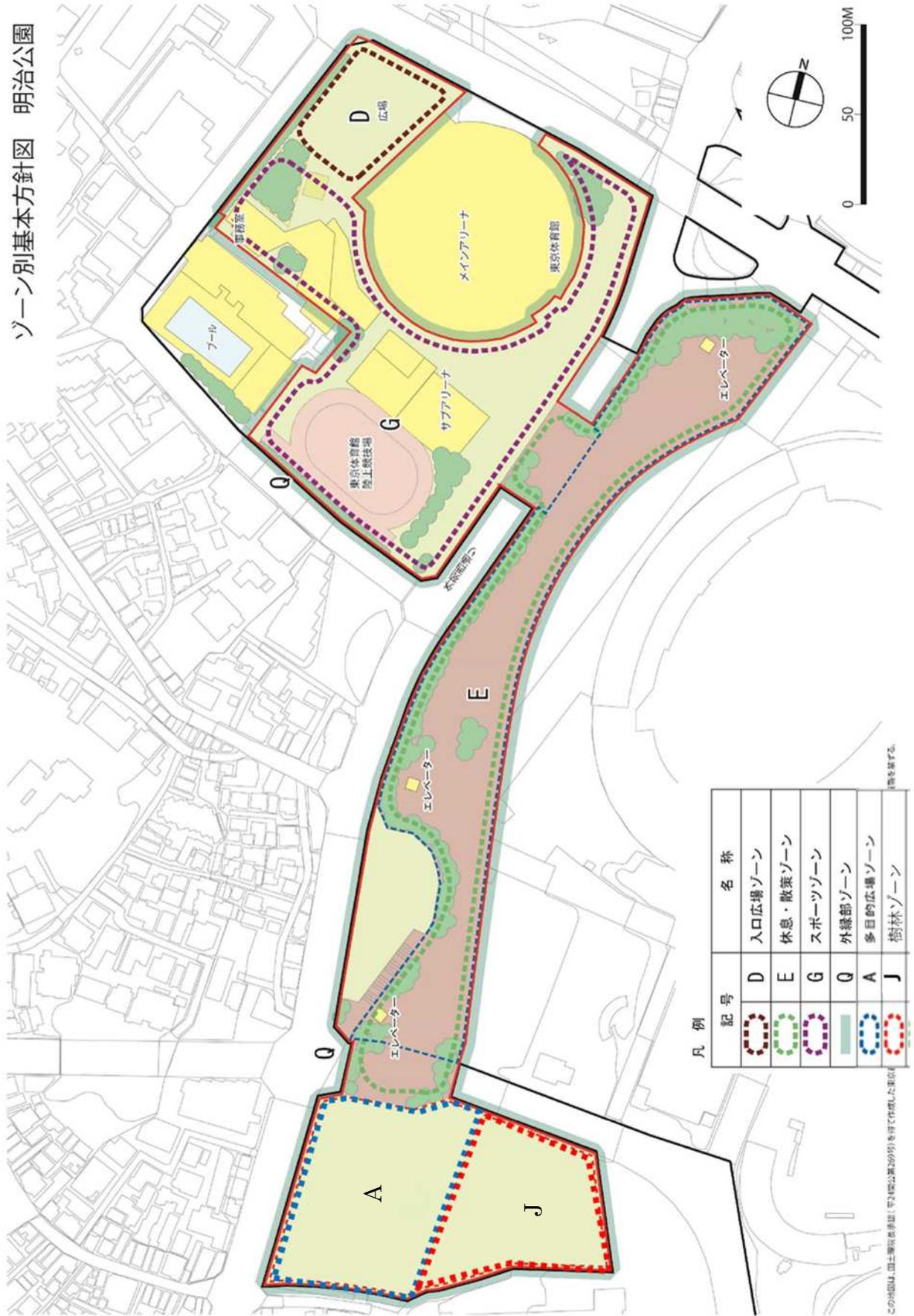
苑の一体の緑地を構成し、未来に継承される杜として、地域に適した植物からなる樹林を創出する空間とする。

【ゾーンについて】

公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分（下表）を行っており、公園毎に施設内容が異なるため、公園毎にゾーン表記が異なる。着色部は本公園にあるゾーンを示す。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。）
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボリックな入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	（庭園関係）	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	民有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

ゾーン別基本方針図 明治公園



(2) 維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるため、各公園においては、基本的な維持管理に加え、公園の特性に応じた維持管理を行い、より質の高い公園を作り上げていく。

そのためにも、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。

あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、ユニバーサルデザイン化された施設も含めて快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等を通じて、病虫害被害や枯損等による樹木の異常、斜面・施設の異常等を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらおう。

また、防災関連施設や排水施設、貯留浸透施設等は、非常時においても円滑に使用・機能できるように、日頃から点検・清掃等を行っていく。

さらに、効率的で質の高い維持運営管理のため、樹木や公園施設等のデータベースのクラウド化等のデジタル技術の活用推進も検討していく。

2) 本公園の維持管理における留意事項

① 樹木管理

神宮外苑の森の一角をなす公園として、主木については出来る限り自然樹形を維持し、公園全体で緑のボリュームを十分に確保する。

(3) 運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 運営管理の基本事項

①基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用変化等、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体や民間事業者などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

②公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、不適正な公園利用の是正、感染症や社会状況変化等に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知徹底、受動喫煙防止対策、利用マナーの普及啓発等の適正な運営管理を行う。

③利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、デジタル技術等も活用した利便性の向上や公園の魅力を発信に取り組む。また、利用ニーズの変化に対応し快適な利用を促進するため、屋外テレワークの場となる環境・空間やキッチンカー等を活用した飲食空間等の創出について検討していく。

④管理運営における多様な主体との連携

公園の活性化や魅力向上のため、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体との継続的なパークミーティングや管理運営協議会等の公園管理協議会を設置開催し、各公園を特徴づけるような各種活動や地域に根付いたイベント等について連携して推進するとともに、管理運営の方針検討の場などにおいて、子供等を含めた幅広い意見を反映できるような仕組みづくりに取り組む。

2) 本公園の運営管理における留意事項

①民間活力導入・パートナーシップの推進

公園の南側において、民間の活力・ノウハウ・資金を導入した施設の設置を予定している。さらに公園の魅力を向上させるため、その施設だけでなく、公園全体の利用を民間事業者等と連携して促進する。

②スポーツ等による健康づくり

緑の中で子供から高齢者まで誰もが気軽に参加できる多様なスポーツイベントを開催することにより、都民の健康づくりを進めるとともに、東京2020大会の開催により気運が高まった多様なスポーツ利用のあり方について関係者とともに検討する。

(4) 安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故を未然に防ぎ、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるように、次の通り対応していく。

1) 地震災害

- ・東京都地域防災計画など、既定計画における役割の確認
- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施

2) 気象災害（台風、大雨、積雪等）

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備
- ・風水害時の園外への誘導等の内容も含んだ防災訓練の実施
- ・法面保護施設や貯留浸透施設等の維持保全
- ・樹林地等の保全や踏圧による地表面の踏み固め防止

3) 感染症など

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応
- ・基本的感染対策の徹底
- ・感染状況に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知

4) 落枝・倒木

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施
- ・環境対策や快適な利用のため、樹木剪定等の植栽管理を強化

5) 施設の損壊等

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

6) 遊具

- ・事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
- ・専門業者による精密点検の定期的な実施
- ・事件事例の把握と緊急点検の実施

(5) 改修・再整備の取組について

公園基盤の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立って計画的に改修・再整備を図ることを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

①災害時対応のための整備

災害時対応のための機能強化・充実に向け、防災関連施設の計画的な整備を行う。

(6) 新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和2年7月、東京都・特別区・市町）に設定した「優先整備区域」について行うものとし、令和11年度までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後の改定により見直されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

1) 優先整備区域「新規事業化区域」：32,300㎡

渋谷区千駄ヶ谷一・二丁目、新宿区霞ヶ丘町

2) 優先整備区域「新規事業化区域」：該当なし

注)：「事業促進区域」：既に事業認可を取得済の区域（用地未取得地含む）

「新規事業化区域」：新たに事業認可を取得する区域

IV 図面・写真

現況平面図 明治公園



この図は、国土交通省委託「国土利用計画」の成果として作成されたものであり、その内容は、国土利用計画の作成に当たって作成されたものであり、その内容は、国土利用計画の作成に当たって作成されたものである。詳細は、国土利用計画の作成に当たって作成されたものである。

周辺土地利用図(空中写真)

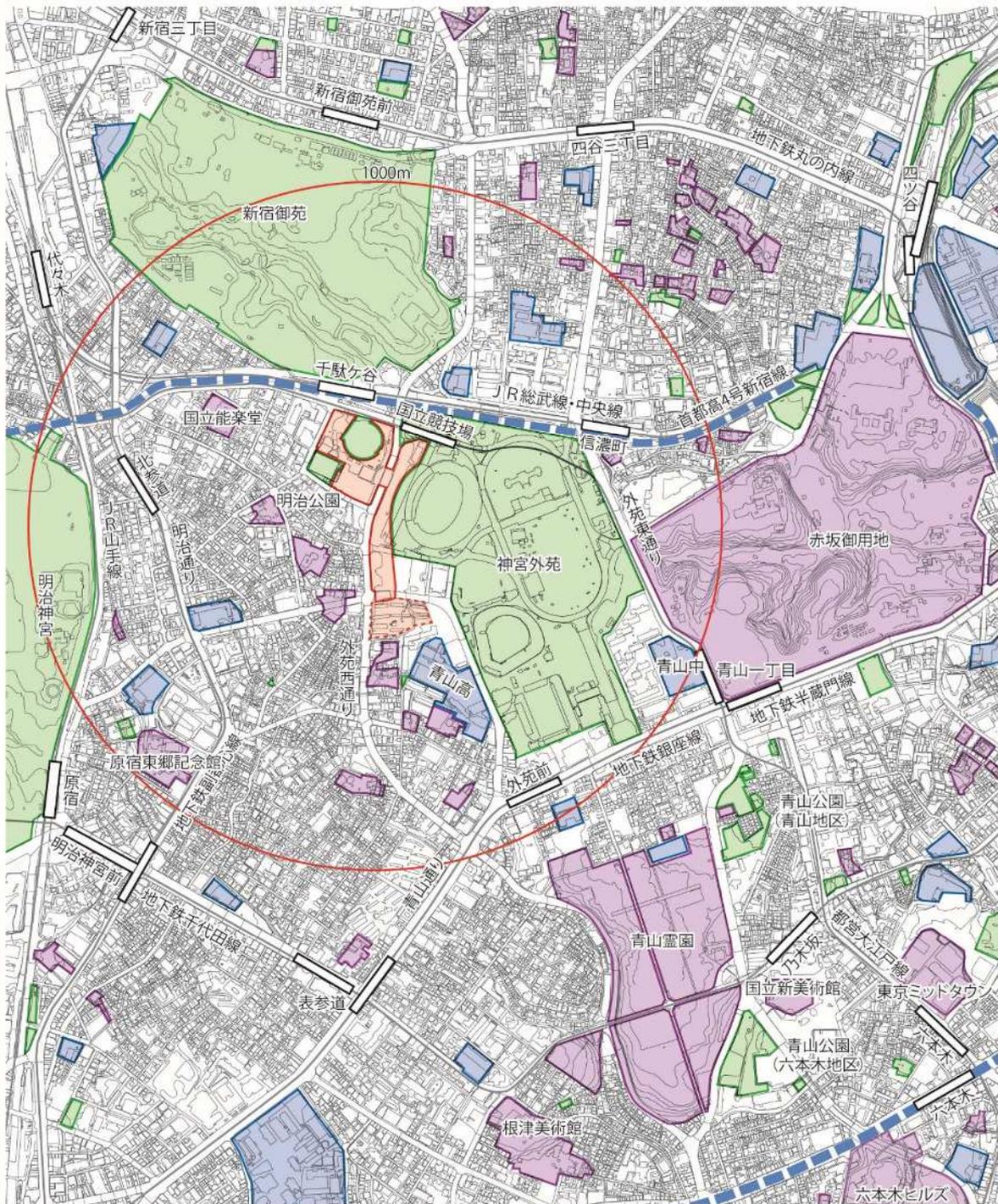
明治公園



- : 開園区域
- : 都市計画決定区域
- ▨ : 立体的な範囲の区域

周辺土地利用図(地図)

明治公園



この地図は、国土理院長承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(3都市基交第267号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

- :公園緑地
- :学校
- :特徴的な建物(神社仏閣など)
- :開園区域
- :高速道路
- :鉄道



明治公園の現況写真 【令和3年11月撮影】

①東京体育館前広場



②東京体育館南側通路広場



③東京体育館＝国立競技場間の通行帯



④国立競技場側広場（人工地盤）



⑤人工地盤上の植栽



⑥国立競技場南側広場（人工地盤）



⑦交差点より国立競技場



⑧南側工事中エリア

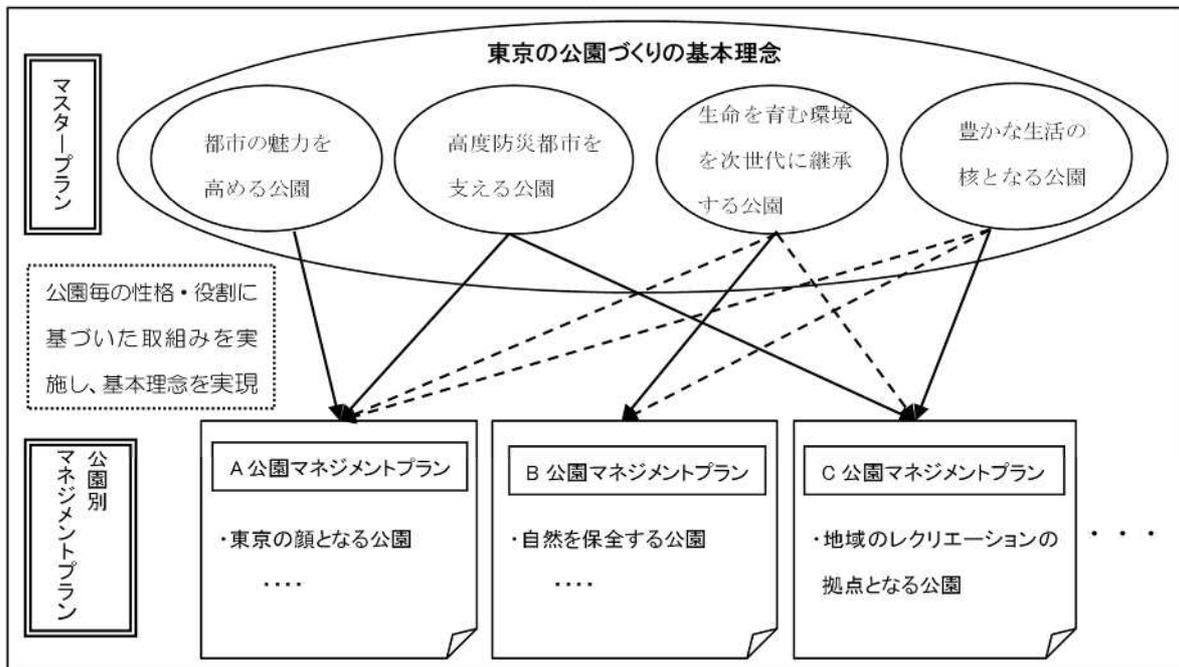


<資料編>

資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

- ・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスタープラン策定後10年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成27年3月改定版では、目標に対するプロジェクトを下表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、明治公園が担うことになるプログラムには◎を、明治公園が関係するプログラムには○を付した。
- ・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

マスタープランと公園別マネジメントプランの関係



プロジェクト10の公園毎の位置づけ 明治公園

基本理念	プロジェクト	プログラム		
都市基本理念 魅力を高める公園	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(2)オリンピック・パラリンピック開催に向けた公園の整備	オリンピック・パラリンピックをレガシーとした公園の整備	◎
		(3)誰もが利用しやすい公園づくり	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 多言語表記、Wi-Fi環境等の充実	○
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成	○
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト	該当なし		
	プロジェクト3 民間の活力導入促進プロジェクト	(1)公園の多機能利用、民間ノウハウ等を活かした施設づくり	公園の多機能利用と官民連携によるにぎわいの創出	◎
		(2)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	民間のノウハウ等を活かした魅力ある施設づくり	◎
(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上		指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	○	
高度基本 防災理念 都市を支える公園	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	(1)防災公園の整備	救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実	◎
		(2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	非常用発電設備の導入	◎
		(2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	◎
	プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト	(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	○
		(2)安全・安心な公園とするための取組み	気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化	◎
		(3)安全・安心な公園とするための取組み	公園施設の適切な点検と維持・更新	○
		環境負荷の少ない公園づくり	○	
プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト	(1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、街路樹の形成	既存公園の再生整備	○	
	プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト	該当なし		
	プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実	○
		多摩の森林の大切さを公園でアピール	○	
豊かな生活の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映	○
		(2)公園の魅力発掘事業の展開	公園利用のアイデア募集	○
		(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり	○
			公園でのスポーツによる健康づくり	◎
	プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト	(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化	◎
		(2)都民からの寄付の受入れ	公園・動物園サポーター制度の実施	○
			都民や企業からの寄付による公園施設等の設置	○
		(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進	ボランティア活動と都民協働のさらなる推進	○
鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進	○			
(4)都立公園を支える人材の育成	都立公園を支える人材の育成	○		

資料2 明治公園に関する資料

(1) 公園の沿革

昭和 21 年 4 月 1945 年	戦復第 14 号で東京復興内環状緑地として計画決定
昭和 31 年 8 月 1956 年	東京都体育館周辺を事業決定（建設省告示第 1259 号）
昭和 32 年 4 月 1957 年	国立競技場前を事業決定（建設省告示第 624 号）
昭和 32 年 12 月 1957 年	都市計画法に基づき再度計画決定（建設省告示第 1689 号）
昭和 33 年 10 月 1958 年	体育館周辺地区の所管替が財務局からあり、1961 年（同 36 年）から用地購入に着手したが、国立競技場がオリンピックの主会場に決まり、オリンピック準備局が公園の整備にあたり、1964 年（昭和 39 年）9 月に完成
昭和 33 年 12 月 1958 年	33 建公管収第 517 号により財務局長から所管替（面積 11,50734 坪。所在地 渋谷区千駄ヶ谷 1～330）体育館 1,806 坪、温水プール 1,587 坪は公園運動施設とし、教育庁所管の施設として運営
昭和 35 年 8 月 1960 年	青年館前、野球場西側、若葉町地区が事業決定
昭和 39 年 3 月 1964 年	旧赤坂離宮前が事業決定
昭和 39 年 6 月 1964 年	野球場西側の国有地 0.3ha を関東財務局から借受
昭和 39 年 10 月 1964 年	東京都告示第 1,044 号により開園（面積 1.7ha、5,009.21 坪）新宿区霞岳町 1 番地（青年館前）
昭和 39 年 12 月 1964 年	東京都告示第 1,259 号により追加開園（面積 8.8ha、位置 新宿区霞岳町、南元町、若葉町、四谷 1 丁目、渋谷区千駄ヶ谷 1 丁目）
昭和 39 年 12 月 1964 年	赤坂離宮前、面積 1,526.32 坪（新宿区四谷 1 丁目 12 番地）を関東財務局と知事との間で無償貸付契約を締結
昭和 40 年 3 月 1965 年	40 建公管収第 100 号により、1.8ha（5,526.12 坪）を総務局から所管替（旧オリンピック準備局財産）
昭和 42 年 4 月 1967 年	東京都告示第 316 号により、赤坂離宮前、若葉町地区を新宿区に移管するため廃止（面積 7.5ha。位置 新宿区若葉町 1 丁目、南元町、四谷 1 丁目）
昭和 46 年 3 月 1971 年	国有地であった野球場西側地区（0.3ha）が都所有地となる（財務局所管の土地と交換による）
昭和 50 年 9 月 1975 年	休憩所の改造に着手、同年 12 月 22 日に完成
昭和 51 年 7 月 1976 年	東京都告示第 686 号により、都市計画変更
平成 25 年 6 月 2013 年	東京都告示第 894 号により、都市計画変更
平成 27 年 11 月	2.63ha を廃園

2015年 平成28年9月	0.26haを廃園
2016年 平成29年11月	東京都告示第1746号により、都市計画変更(58.5ha、立体的範囲の追加・削除)
2017年 令和元年5月	都立明治公園の整備計画決定
2019年 令和3年12月	0.1haを追加開園
2021年 令和4年3月	東京都告示第284号により、都市計画変更
2022年 令和4年4月	3.0haを追加開園
2022年	

(2) 公園の自然・社会環境

1) 自然環境

- ・公園周辺の地形は、淀橋台と呼ばれる上位洪積台地面の開析谷地形であるが、現況はオリンピック時の造成によりほぼ平坦となっている。
- ・表層地質は、沖積軟弱土層の上に2.5m程度ローム土、盛土、支持盤まで約7mである。土壌は、有機質粘土、土色は黒褐色である。
- ・昭和30年代まで公園敷地内を渋谷川が流れていた。

2) 社会的環境

- ・本公園周辺の土地利用は、公園の西及び南側は、商住混合の市街地となっており、南西には国学院高校、都立青山高校がある。東側には日本オリンピックミュージアム(JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE)、神宮外苑(神宮球場及び神宮第二球場等)がある。JR中央線を挟んで反対側には、新宿御苑がある。
- ・明治神宮を含む神宮外苑・内苑、及び代々木公園一帯は、「明治神宮内外苑付近風致地区」という名称で第二種風致地区に指定されている。
- ・主要道路は、北及び南に首都高速4号、国道246号、東及び西に外苑東通り、外苑西通りが通り、本公園を含む外苑は、四方を主要道路で囲まれている。
- ・鉄道最寄り駅は、北側のJR千駄ヶ谷駅が徒歩3分、北東側の都営地下鉄大江戸線国立競技場駅が徒歩2分の位置にある。
- ・本公園に隣接・近接して国立競技場、神宮球場、神宮外苑野球場などスポーツ施設が集積している。
- ・神宮外苑周辺には、代々木公園、明治神宮、新宿御苑と大規模緑地が隣接している。

(3) 園内のトピックス

①オリンピック記念の彫像

フランス人で近代オリンピック大会生みの親・クーベルタン男爵。講道館を創設し、柔道発展に貢献した教育家・柔道家の嘉納治五郎。ともに東京オリンピック記念として建立された。

②公園南側

都立公園として初めてとなるP-PFI(公募設置管理制度)を活用した公園整備が予定されている。